

【遺族年金の詳細】（平成30年3月1日時点）

■受給できる年金の種類

亡くなった方が、加入していた公的年金制度と遺族により、次のとおり受給することができます。

<国民年金のみ>

遺族	死亡した方が加入していた公的年金保険制度
	国民年金のみ
子（※1）のある配偶者	遺族基礎年金
子（※1）	遺族基礎年金

<厚生年金保険>

遺族	死亡した方が加入していた公的年金保険制度
	厚生年金保険
子（※1）のある妻	遺族厚生年金 + 遺族基礎年金
子（※1）のある55歳以上の夫	
子（※1）	
子（※1）のない妻	遺族厚生年金 + 中高齢の寡婦加算額
子（※1）のない55歳以上の夫	遺族厚生年金
55歳以上の父母	
孫	
55歳以上の祖父母	

※1 子とは、婚姻していない次の者に限ります

- 18歳になった年度の3月31日までの間にあること
- 20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の子

*死亡当時、胎児であった子も出生以降に対象となります。

■受給要件

1 遺族基礎年金

遺族基礎年金は次の①～③のいずれかに該当する場合、死亡した方によって生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」が受給できます。

①国民年金の被保険者が死亡したとき

（※2 保険料の納付要件を満たしている必要があります。）

②国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満の方で、国内に住所を有する方が死亡したとき

(※2 保険料の納付要件を満たしている必要があります。)

③受給資格期間が25年以上である老齢基礎年金の受給権者であった方が死亡したとき

④保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が25年以上ある方が死亡したとき

※2 保険料の納付要件

死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの被保険者期間に、保険料納付済期間と保険料免除期間の合計が3分の2以上であること

特例…平成38年4月1日前までに亡くなった場合(65歳未満に限る)には、死亡日が含まれる月の前々月までの直近1年間に未納期間がないこと

(遺族の範囲)

死亡した方によって生計を維持されていた次の遺族

a) 子(※1)のある配偶者

b) 子(※1)

*子については、次の場合は支給停止となります。

- ・死亡した方の配偶者が遺族基礎年金を受給している場合
- ・生計を同じくするその子の父または母がいるとき

2 遺族厚生年金

遺族厚生年金は、厚生年金保険の被保険者、または、以前、被保険者であった方が、次のいずれかの要件に該当する場合、その遺族が受給することができます。

①厚生年金保険の被保険者が死亡したとき

(※3 保険料の納付要件を満たしている必要があります。)

②厚生年金保険の被保険者期間に初診日(※4)がある病気やけがが原因で、初診日から5年以内に死亡したとき

(※3 保険料の納付要件を満たしている必要があります。)

③1級・2級の障害厚生(共済)年金を受け取っている方が死亡したとき

④受給資格期間が25年以上である老齢基礎年金の受給権者であった方が死亡したとき

⑤保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が25年以上ある方が死亡したとき

※3 保険料納付要件

被保険者中の死亡または被保険者期間中に初診日のある傷病で初診日から5年以内の死亡の場合は、死亡日の属する月の前々月までに被保険者期間に、保険料納付済期間と保険料免除期間の合算した期間が3分の2以上であること

特例…平成38年4月1日前までに亡くなった場合（65歳未満に限る）には、亡くなった月の前々月までの直近1年間に未納がなければよいとされています。

※4 初診日

障害の原因となった病気やケガについて、初めて医師や歯科医師などの診察を受けた日のことをいいます。

（遺族の範囲）

死亡当時、死亡した方によって生計を維持されていた次の人が対象となり、優先順位の高い方が受給することができます。

優先順位	遺族厚生年金を受給できる遺族
1位	子（※1）のある妻、子（※1）のある55歳以上の夫または子（※1）
2位	子（※1）のない妻、子（※1）のない55歳以上の夫
3位	55歳以上の父母
4位	孫（※5）
5位	55歳以上の祖父母

*「子のある妻」または「子のある55歳以上の夫」が遺族年金を受給している間は、「子」に遺族年金は支給停止されます。

*夫の死亡時に、30歳未満で子のない妻は、5年間の有期給付となります。

*夫、父母、祖父母については、死亡当時55歳以上であり、遺族厚生年金の受給開始は、60歳からとなります。

しかし、夫については、遺族基礎年金を受給中の場合に限り、60歳前でも遺族厚生年金を併せて受給することができます。

※5 孫とは、婚姻していない次の者に限ります

・死亡当時、18歳になった年度の3月31日までの間にあること

・20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の子

*死亡当時、胎児であった子も出生以降に対象となります。

■年金額（平成 30 年度額） *年度により変動する場合があります。

1 遺族基礎年金

○子のある配偶者が受給するとき

779,300 円 + 子の加算額(※6)

○子が受給するとき

779,300 円 + 2人目以降の子の加算額（※6）

※6 子の加算額

子の数	金額
子2人まで	1人につき 224,300 円
子3人目から	1人につき 74,800 円

2 遺族厚生年金

遺族厚生年金の受給権がある場合は、遺族厚生年金と遺族基礎年金を受給することができます。

老齢厚生年金額の報酬比例部分（※7） × 3/4

※7 報酬比例部分

報酬比例部分の年金額は、厚生年金保険料と支払っていた期間により決まります。
報酬比例の年金額の計算方法については、日本年金機構のホームページで御確認ください。

【日本年金機構ホームページ】 <http://www.nenkin.go.jp/>

なお、次のいずれかに該当する妻が受ける遺族厚生年金には、40歳から65歳になるまでの間、584,500円が加算されます（中高齢の寡婦加算額）。

- ・夫が亡くなった時、妻が40歳以上65歳未満で、生計を同じくしている子がない場合
- ・遺族基礎年金と遺族厚生年金を受けていた「子のある妻」（40歳に達した当時、子がいるため遺族基礎年金を受けていた妻に限る）が、子が18歳到達年度の3月31日に達した（障害の状態にある場合は20歳に達した）ため、遺族基礎年金を受給できなくなった場合

■利用方法

請求手続きには、死亡した者の年金手帳、死亡者との身分関係を明らかにする書類（除籍謄本など）、住民票謄本（除票つきのもの）、死亡診断書などの添付・確認書類が必要になります。詳細については、相談窓口等でおたずねください。

■申請時期

被保険者または被保険者であった者が死亡したときから5年以内

■よくある質問（Q&A）

Q1：遺族基礎年金は、父子家庭には支給されないのですか。

A1：支給されます。平成26年4月から、国民年金に加入していた妻が死亡した場合は、その妻に生計維持されていた「子のある夫」にも支給されるようになりました。ただし、平成26年4月前に死亡している場合は対象になりません。

Q2：夫の死亡により、遺族基礎年金を受けていましたが、その後、再婚しました。遺族基礎年金を引き続き受けることはできますか。

A2：遺族基礎年金を受けている方が婚姻したとき（事実婚も含む）は、引き続き遺族基礎年金を受けることはできません。

Q3：現在60歳で遺族厚生年金を受けていますが、このたび、2級の障害基礎年金を受けられるようになりました。どちらも受けることができますか。

A3：どちらもあわせて受けることはできません。65歳になるまでは、どちらか一方の年金を選択することになります。ちなみに65歳になったら、「障害基礎年金と遺族厚生年金」または「老齢基礎年金と遺族厚生年金」をあわせて受けることができることになっています。

Q4：遺族厚生年金を受けるための条件のひとつに「死亡当時、死亡した方によって生計を維持されていた方」とありますが、「生計を維持されている方」とはどういう方ですか。

A4：「生計を維持されていた方」とは死亡当時、死亡した方と生計を同一にしていた方で、原則として、年収850万円の収入を将来にわたって得られない方をいいます。また、死亡当時に年収が850万円以上であっても、おおむね5年以内に年収が850万円未満となると認められる方は遺族年金を受けることができます。

参考：日本年金機構ホームページ

日本年金機構パンフレット「遺族年金ガイド」